

埼玉県新生児聴覚検査機器購入支援事業実施要綱

1 趣旨

聴覚障害は検査により聴覚の問題を早期に発見し適切な支援を行うことで、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えることができる。

埼玉県新生児聴覚検査機器購入支援事業は、小規模産科医療機関等が新生児聴覚検査のための検査機器を購入する費用を補助することにより、新生児聴覚検査の実施体制を整備する。

2 事業内容

県は、県内の小規模産科医療機関等が新生児聴覚検査実施のため、検査機器本体（ABR・自動ABRに限る。（以下「補助対象機器」という。））を購入する経費について補助する。

なお、新生児聴覚検査とは、新生児期において先天性の聴覚障害の発見を目的として実施する聴覚検査のことをいう。

(1) 対象施設

総病床数100床以下の県内産科医療機関等であること。

(2) 対象経費

補助対象機器を所有していない産科医療機関等が新たに補助対象機器を購入する際の費用であること。

3 留意事項

新生児聴覚検査の際は、次の(1)から(3)を実施すること。

(1) 補助対象機器を使用して行うこと。

(2) 検査内容や検査結果については保護者への適切な説明を行うこと。

(3) 検査結果がリファー(反応なし)の場合は市町村母子保健主管(務)課に速やかに連絡し、適切な支援につなげること。

4 県の補助

本要綱の事業の実施に要する経費については、県は予算の範囲内において別に定めるところにより補助することができるものとする。

ただし、当該経費について他の交付金又は補助金等から交付されるものは対象外とする。

附 則

この要綱は、令和2年9月14日から施行する。